第223号　平成25（2013）年11月１日発行

かまくら 議会だより

鎌　倉　市　議　会
〒248-8686　鎌倉市御成町18番10号
電話：0467（23）3000　　内線 2448　　FAX：0467（23）5825
鎌倉市議会ホームページ……鎌倉市議会　検索
編集発行：鎌倉市議会広報委員会

平成25年９月定例会（9月4日～10月3日）
平成24年度一般会計及び６特別会計決算を認定

●定例会の概要

- 今定例会は、20名の議員が一般質問を行いました。
- 当初、会期を９月４日から９月26日までとしましたが、一般質問に時間を要したため、会期を10月３日まで延長しました。
- 市長提出議案として、条例関係議案５件、一般会計等補正予算４件、その他１件を可決、平成24年度一般会計歳入歳出決算ほか６特別会計決算を認定し、人権擁護委員２名の推薦議案に同意しました。
- 議会提出議案として「松尾市長に対する問責決議について」及び「家庭系ごみの戸別収集・有料化全市実施の計画を見合わせることを求めることに関する決議について」の決議２件並びに「議会基本条例の制定に関する調査特別委員会の設置について」及び意見書２件を可決、また、陳情４件を採択し、３件を不採択としました。

●定例会の主な動き

本会議（9/4～13）……一般質問、議案上程、採決（2～4面）
各常任委員会（9/17～20、24、10/2）……議案・陳情審査等（3・4面）
決算特別委員会（9/24、25、27、30、10/1）…決算認定議案審査（3面）
本会議（9/26、10/3）……委員長報告、議案上程、採決（3・4面）

鎌倉市議会ってどんなところ？ Vol.6

今回は、市議会における実質的な審査の場となる「委員会」を紹介します。

委員会ってなんだろう？

委員会は、議会に提出された議案などを専門的に審査する機関で、常に設置されている常任委員会と、特定の目的のために特別に設置される特別委員会などがあり、各委員会が受け持つ審査の内容（所管といいます。）は右図のとおりです。

本市では、常任委員会の委員は７名または６名、特別委員会はその都度本会議で定数を定めており、議員はそれぞれ一つの常任委員会の委員になることとしています。

◇議会運営委員会
定例会の会期、議案審査の順番、本会議の進行の確認などを行う委員会です。

常任委員会

◇総務常任委員会
市の総合計画
税金・消防
防災など

◇教育こどもみらい常任委員会
学校教育・子育て・文化財など

◇観光厚生常任委員会
福祉・ごみ・観光
産業・市民活動
など

◇建設常任委員会
景観・開発・道路・河川・下水道など

特別委員会

◇一般会計予算等審査特別委員会
翌年度の予算内容を審査

◇一般会計決算等審査特別委員会
前年度の収支内容を審査

◇議会基本条例の制定に関する調査特別委員会
議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定める条例の制定を目指し設置

○特別委員会は、特定の案件を審査する委員会で、本会議で設置が決定されます。

その他委員会

◇議会広報委員会
議会だよりの編集・発行など

いつ開かれるの？

年４回ある定例会の会期中、本会議において議案や請願・陳情の審査を任されたとき（付託といいます。）や報告事項があるときに委員会が開かれます。

ただし、定例会の会期中に審査が終了しないため、引き続き審査をする手続きを行ったとき（閉会中継続審査といいます。）などは、会期中でなくても、必要に応じて委員会を開くことができます。

審査はどう行われているの？

常任委員会では、議会に提出された議案を専門的に掘り下げて審査を行うほか、担当課から報告を受けたり、市民の方などから提出された請願・陳情を審査しています。また、特定案件の調査を委員会として行う（所管事務調査といいます。）こともあります。

委員会で審査し、結論が出た議案、請願・陳情は、本会議で委員長がその審査結果を報告した後、採決を行い、議会としての意思を決定（議決）します。

本会議 → 議案等を付託 → **委員会**

審査の流れ
①議題の宣告
②担当課から説明を聴取
③担当課へ各委員が質疑
④各委員が意見を述べる
⑤採決

→ 委員会の採決結果を委員長が報告 → **本会議**

【今後の定例会開会予定日】　12月定例会：12月４日（水）　２月定例会：平成26年２月12日（水）